

如御法度可致覺悟事。

一、此衆中之うさあしさまニ被申聞仁於有之者、則其申主をあらはし互可申届候。左様ニ無之候て、十人之外別人を近付、此衆中之うしろ事あしさまニ取沙汰申間敷事。

一、諸事御仕置等之儀、其輕重をけつし、十人之衆中多分ニ付而可相究事。

一、十人之衆中と、諸傍輩之間ニをいて、大小名ニよらず、何事ニ付ても、一切誓紙取かはすべからず。如此相定上、若誓紙取あつかい仕候衆ニ至ては、其徒黨を立、逆意之基眼前候條、各相談仕、曲事ニ可被仰付事。

一、對秀頼様、誰々惡逆之子細雖有之、出しぬきの生害不可有之、其罪科之通申届、理之上を以可有御成敗。縱其身にげのび候共、其在所へをしよせ、可被加御成敗事。

以上

右條々、若私曲偽於有之者、忝も此靈社上卷起請文之御

罰、各深厚ニ可罷蒙者也。仍前書如件。

慶長三年九月三日

長東大藏太輔

輝元

石田治部少輔

景勝

増田右衛門尉

秀喜

淺野彈正少弼

利家

德善院

家康

(毛利家文書載する所略同じ。寸錦雜編は少異あり。)

九月七日。前田利家、越後能生より櫻樹を徴す。

【能生驛文書】 越後 二二五四

尚々誰にてもとがめ申もの候はゞ、此折紙を見せ候べく候。以上。

態申遣候。仍草津より罷上刻見たて置候櫻の木、唯今ほりに遣候。いかにも念を入、ほらせ候て可給候。頼入申候(無秀喜)久太へ可申入候へ共、其方へかたく約束事候間不申遣候。船の内へ入申候とも、能根をつみ候て入候様に、奉行 [] 付候也。

(慶長三年) 九月七日

(前田) 利家 在印

大島

(堀久太郎秀治は越後の領主なり。)

九月八日。前田利家、石川郡番田・上安田兩村に、その諸税を免除す。

【高德公御印書寫】

二二五五

以上

當村之儀、如前々此方に被返付候条、年貢等急与可沙汰候。然者堺目事候間、諸役有間敷候。若何かと申族有之候はゞ可注進候也。

慶長三年九月八日

(前田利家) 在印

番田村

安田村 百姓中

(堺目とは能美郡との境界に近きをいふ。當時石川郡は利家の養老封にして、能美郡は丹羽長重の所領なり。)

九月廿三日。前田利長、その妹千代姫に、粧田

五百石を與ふ。

【村井文書】 金澤 二二五六

知行分として、加州河北郡之内を以、五百石之所遣し訖。全知行あるべき状如件。

慶長三年九月廿三日

(前田) とし 長 在判

おちよ

(千代姫はこの頃藩臣村井長次の室となりしなるべし。)

九月廿四日。丹羽長重、上坂權平に、能美郡一針村の内を知行せしむ。

【上坂文書】

二二五七

領知方

能美郡内

一、貳百五拾石

一針村内

己上

右爲支配宛行条、全可知行候。但山林竹木浦川葭萱小物成可相除之者也。